

JAL 不当整理解雇撤回裁判は今！①

(10月31日 JAL 退職者懇談会世話人定例会で、原告団のK機長にお話をお聞きしました)

一審（地裁）判決の不当性と高裁での争点は？

Q1：次回裁判は高裁 101 号法廷で 12 月 6 日（乗員）、12 月 14 日（客室乗務員）午後 2 時 30 分から第 1 回口頭弁論が行われます。一審（地裁）判決の問題点と高裁での争点はどのようなところにありますか？

A1：詳しくは、原告団のホームページ <http://www.jalgkd146.org/> に不当判決の内容を解説したニュース、高裁での争点を詳しく掲載しています。

①更生会社であっても、整理解雇の 4 要件（必要性、回避努力義務違反、不合理な人選基準、交渉手続の信義則違反）は適用されるとしながら、2 度と経営破綻させないため「人員削減の必要性」について更生計画の目標や経営の判断を一方的に認めた不当な判決です。更生計画は東京地裁が認可したものですから同じ地裁の判決に影響を与えたのかもしれませんが。高裁では判断の誤りをただしていきます。

②解雇時点では更生計画上の人員削減目標、利益目標は達成されていました。稲盛会長の一審での「経理上 165 名を解雇する必要はなかった」の証人発言からも明らかです。更生計画は「安全運航が大前提」を求めています、ベテランの整理解雇は安全問題を軽視するだけでなく、組合活動（被解雇者の多くが組合の執行委員、産別役員です。）を排除する不当労働行為そのものです。

③ILO は日本政府に勧告（2012 年 6 月）を出しました。今後、整理解雇問題は解決するまで ILO の監視下に置かれます。勧告を真摯に受け止めたなら自主解決を図ることも可能なのです。

（ILO 勧告の内容）

(a) 委員会は、従業員の人員削減の過程において、労働組合と労働者の継続する代表者が役割を果たせるように、関連する当事者間で協議が実施されることを確実に保障するよう、日本政府に要請する。

(b) 整理解雇された労働者 148 人が、2011 年 1 月に会社を相手取り、東京地裁に提訴し、労使間に法的拘束力のある雇用契約が存在していることを認めるよう、裁判所に要求していることに注目し、委員会は、当該の裁判の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。

(c) 再建計画を策定する場合、そのような性質の計画が労働者に及ぼす悪影響を可能な限り最小限に止める上で、労働組合は主要な役割を担うため、委員会は、労働組合と十分かつ率直な協議を行うことの重要性を強調する。委員会は、日本政府がこの原則が、十分に尊重されることを確実に保障するよう、期待する。

(d) 委員会は、「企業再生支援機構（機構）の不当労働行為」について東京都労働委員会が 2011 年 8 月 3 日に交付した救済命令の破棄を求め、2011 年 9 月 1 日に会社が東京地方裁判所に提訴した訴訟の結果に関する情報を提供するよう、日本政府に要請する。